

所管部課	行政管理部 総務課		部長	矢吹 勇一	
件名	東大和市公告式条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関	議会、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会			
1. 要 旨					
(1) 改正理由					
<p>公告式の方法を掲示場への掲示から、原則としてインターネットの利用に変更するため、条例の一部を改正する。</p>					
(2) 主な内容					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例、規則の公布及び規程の公表は、原則インターネットを利用する規定に改める。これにより難しい場合は従来どおりの掲示場への掲示を行う。(改正後の第2条、第3条、第4条) ・ 規則の公布は、署名から記入とする規定に改める。(改正後の第3条) ・ 規則の公布及び規程の公表を掲示場にて行う場合は、市長印、市の機関印又は代表者印を押す規定に改める。(改正後の第3条、第4条) 					
(3) 附則					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行日 令和8年5月21日 ・ 条例改正 東大和市税条例の一部改正 東大和市後期高齢者医療に関する条例の一部改正 東大和市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正 					
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)					
総務課による事前審査済み。					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
令和8年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。					
5. 審議結果					
決定					